

昭和四十七年九月招集

第三回館山市議定会定例会會議録第一号

館山市議會

収納課長 横溝 功
 農産課長 石井 謙
 保健課長 網島 憲治
 水道課長 大嶋 重義
 交通課長 山口 一
 市民センター長 羽山 房雄
 商工観光課長 鈴木 力
 水産課長 谷貝 茂生
 衛生課長補佐 佐山市太郎
 土木課長 飯田 治男
 兼建築課長 岩田 実
 交通課主幹 岩田 実
 福祉事務所長 斎藤 武男

教育委員 高木 正
 教育委員 小宮 義夫
 学校教育課長 佐野 哲男
 社会教育課長 榎本 繁
 監事事務局長 榎本 繁
 選挙管理委員書記長 高山 隆男
 農業委員書記長 岩崎 一郎
 事務局長 岩崎 一郎
 教育委員 川上 賢爾
 庶務課長 汐崎 政光

事務局長 高尾 豊
 書記 兵藤 恭一
 書記 渡辺 弘
 書記 福田 英雄
 事務局長補佐 脇田 元始
 書記 鈴木 哲
 書記 川上 義雄

一、議事日程(第一号)
 昭和四十七年九月七日午前十時開議
 日程第一 会議録署名議員の指名
 日程第二 会期の決定

認定第一号 昭和四十六年度館山市一般会計歳入歳出決算の認定について
 認定第二号 昭和四十六年度館山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 認定第三号 昭和四十六年度館山市簡易水道事

日程第三

認定第四号 昭和四十六年度館山市と畜場特別会計歳入歳出決算の認定について
 認定第五号 昭和四十六年度館山市休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について
 認定第六号 昭和四十六年度館山市ユースホステル特別会計歳入歳出決算の認定について
 認定第七号 昭和四十六年度館山市西部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第五十五号 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第五十六号 館山市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第五十七号 館山市公害防止条例の制定について
 議案第五十八号 館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について
 議案第五十九号 館山市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一内加

議案第六十号 館山市豊房育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

ます。

議案第六十一号 館山市酪農振興事業資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について

議案の配付

○議長（吉田勇治郎君） 議案を配付いたさせます。議案の配付漏れはございませんか。――配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

議案第六十二号 昭和四十七年度館山市一般会計補正予算（第四号）

会議録署名議員の指名

○議長（吉田勇治郎君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行な

します。

一 二番議員藤田益治君、二〇番議員君塚喜三君、以上両君を指

名いたします。

会期の決定

○議長（吉田勇治郎君） 日程第二、会期の決定を行ないます。

本定例会の会期につき議会議事協会の意見は本九月七日から九月二十六日までの二十日間といたしております。

おはかりいたします。会期を二十日間とさめますことに御異議ありませんか。――御異議なしと認めます。よって会期は九月七日から九月二十六日までの二十日間と決定いたしました。

提案理由の説明

○議長（吉田勇治郎君） この際本定例会招集につき市長のあいさつ並びに議案の提案理由の説明を求めます。

市長御登壇願います。

開

会 午前十時五分開会

○議長（吉田勇治郎君） 本日の出席議員数二十九名、これより昭和四十七年第三回市議会定例会を開会いたします。

議長 の 報 告

○議長（吉田勇治郎君） 本定例会の議案審査のため、地方自治法第二百二十一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付のとおり出席報告がありましたので御了承願います。

なお、監査委員より五月乃至八月実施の監査の結果が報告されており、それぞれお手もとに配付の印刷書により御了承願います。

(市長本問 議君登壇)

○市長(本問 議君) 提案理由につきまして御説明申し上げます。

本日ここに第三回定例市議会を招集し、当面する諸案件について審議を願うことといたしました。今回提出いたしました案件は認定関係七件、一般議案七件、補正予算四件であります。以下概要について御説明いたします。

まず認定関係でございますが、昭和四十六年度館山市一般会計ほか六件。特別会計にわたる歳入歳出決算について地方自治法の規定に基づき市議会の認定に付するものであります。

次に一般議案関係ですが、館山市公害防止条例の制定についてであります。衆知のようにわが国の産業の発展、交通機関の高度化により全国各地の汚染状況は深刻の度を深め、国民の健康や生活環境に大きな被害を生ずるに至っております。

このような事態に対処して、国は昭和四十五年十二月、いわゆる公害国会において、関係法案の整備、あるいは行政体制の整備、充実をはかつたわけであります。

本県における公害対策については、昭和三十八年十一月に公害防止条例を制定以来数回の改正を経てきておりますが、その対策については従来県が対処するたてまえがとられてきましたが、最近における公害の複雑化及び公害問題に対する住民意識の高まりは、ひとり県に対してだけではなく市町村に対しても公害対策強化前進を強く求めています。

本県におきましても、これらの事情を考慮して、昨年七月千葉県公害防止条例の全面改正を行ない、県と市町村の事務分担をできるだけ明確にし、相互に有機的な協調を保持するとともに、関

係事務の適切な調整をはかつたわけであります。

すなわち比較的限定された地域の公害についての対策は原則として市町村の責任において講ずることとし、県は二以上の市町村にまたがる施策及び市町村では処理できないような広域にわたる施設の設置、並びに市町村の行なう施策の総合調整にあたるものとしたわけであります。

これを公害の種類に即してみれば、県は主として大気汚染、水質汚濁及び地盤沈下等、広域的公害の対策を分担し、市町村は主として騒音、振動及び悪臭等の局地的公害の対策を分担することとなつたわけであります。

本市もこれらの基本線にのっとりまして、今回の県の条例改正によりまして、その規制の中から除外されております局地的な公害の騒音、振動、及び悪臭を中心として館山市公害防止条例を制定し、快適な市民の生活確保の保全をはかろうとするものであります。

次に館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定についてであります。近年のわが国経済の高度成長とそれに伴う国民の生活水準の向上は各種の廃棄物の廃出状況を根本的に変化させ、その量が著しく増大するとともに、質的にも著しく多用化している現状にあります。

そのような現状にかんがみ、国におきまして生活環境審議会の答申を得て、いわゆる公害国会において新たに生活環境の保全をはかるなど、現状に適合した廃棄物処理を確立するため従来の清掃法の全面改正の形式をとって廃棄物の処理及び清掃に関する法律を制定したわけであります。

本市の清掃条例は、清掃法に基づき制定されたものでありますので、廃棄物処理法の施行とともに改正する必要が生じ、今回清掃条例を全面改正し、館山市廃棄物処理及び清掃に関する条例を制定しようとするものでありますが、内容的には清掃条例の精神を継承するものであります。

なお、この改正に伴いまして、館山市清掃施設の設置及び管理に関する条例中の用語を一部改正しようとするものであります。

次に館山市消防賞じゅつ金条例の一部改正する条例の制定についてであります。この条例は消防団員が消防業務に従事したことにより、災害を受け、そのため死亡し、または不具、廃疾となった場合において賞じゅつ金を授与する制度であります。が、火災の消火活動の困難性の増高に対処し、県下においても千葉市ほか八市で最高五百万円を認めております。逐次各市においても改正が検討されております。

安房郡市広域市町村圏事務組合の消防署職員の賞じゅつ金については消防事務の組合移管に伴い最高五百万円を支給しておりますので、館山市の消防団員についても消防署職員と同じ額に改正しようとするものであります。

次に非常勤特別職の職員にかかれる報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。国におきましては今年度から市町村における社会教育指導員の充実をはかるため社会教育指導員の設置を呼びかけ、設置した団体には補助金を交付することとなったわけであり、本市におきましては国に先がけて昨年四月から市独自で社会教育指導員を設置して

その活動を行なっておりますが、さらに国の条例にマッチした指導員を設置することに伴い、従来社会教育指導員の名称を地区社会教育指導員と改め、社会教育の普及及び振興をはかることとするので、これに伴うそれぞれの報酬額について条例の一部を改正しようとするものであります。

このほか酪農振興事業資金利子補給条例につきましては、広く酪農者の利用に供するため利子補給期間を三年から五年に延ばす関係。

豊房育成牧場の設置及び管理に関する条例につきましては管理上、預託を受ける牛の年令を引き上げる改正があります。

次に一般会計ほか三特別会計の補正予算であります。まず一般会計についてその主なるものを御説明申し上げます。

総務費として、自動車購入費として二百二十五万円。図書購入費として百万円、これは市職員の教養を深めるための研究図書を購入しようとするもので、寄付申し込みのありましたものであります。徴税費として固定資産評価審査事務のため臨時職員賃金百十九万七千円。

民生費といたしましては、新らしく県の補助金を受けて、寝たきり老人及び身障者を介護する者に対して月額千円の介護手当を支給するため八十四万を、老人クラブ補助金の引き上げに伴う経費として六十一万九千二百円を計上いたしました。

衛生費としまして、今年度の債務負担行為として予算計上いたしました。豊房地区作名川の上流地域の周辺の水源調査費一千五百万円のうち一千二百八十七万七千円につきましては、本年度の国庫補助事業に内定した関係で歳入歳出予算に組みかえをいたしま

した。

農林水産業費といたしましては、豊房育成牧場の敷地内の一部を航空標識所敷地として明け渡しする関係上、その代替地を草地造成するため経費として二百二十七万四千円を。

土木費として昭和四十五年度債務負担行為による道路用地購入費五百八十二万三千円を計上いたしました。

以上が主なものであります。歳出合計二千七百八十三万一千円となりませんが、これが財源としましては国、県支出金一千三百八十八万八千円、市債百四十万円、その他を一般財源をもって充当しようとするものであります。このほか債務負担行為及び地方債の補正があります。

次に特別会計につきましてはと畜場会計、休養施設会計及びユースホステル会計におきまして若干の補正をお願いする次第であります。

今会期中に九月三十日をもって任期満了となります教育委員二名の選任について追加議案として予定しております。

以上をもちまして、簡単な説明でございますが、終わらしていただきまして、詳しいことにつきましては、その都度関係課長から御説明いたさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。私のごあいさつといたしたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で市長のあいさつ並びに提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。直ちに全員協議会を開催いたしますので議員控室に御参集願いたいと思います。

午前十時三十分 休憩

午前十一時 再開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の上程

○議案（吉田勇治郎君） 日程第三、認定第一号乃至第七号、議案第五十五号乃至第六十五号を一括して議題といたします。

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） この際おはかりいたします。ただいま議題となりました各案件は、本日は内容説明のみといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。— 御異議なしと認めます。よって決しました。

重ねておはかりいたします。各案件の朗読はこれを省略いたします。これより順次説明を求めます。まず決算認定は一号から七号まで一括して行ないます。

認定第一号 昭和四十六年度館山市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第二号 昭和四十六年度館山市国民健康保険特別会計歳入

歳出決算の認定について

認定第三号 昭和四十六年度館山市簡易水道事業特別会計歳入

歳出決算の認定について

認定第四号 昭和四十六年度館山市と畜場特別会計歳入歳出決

算の認定について

認定第五号 昭和四十六年度館山市休養施設特別会計歳入歳出

決算の認定について

認定第六号 昭和四十六年度館山市ユースホテル特別会計歳

入歳出決算の認定について

認定第七号 昭和四十六年度館山市西部簡易水道事業特別会計

歳入歳出決算の認定について

(市長本間 譲君登壇)

〇市長(本間 譲君) 決算につきまして提案理由を御説明申し上げます。

ただいま上程いたしました認定第一号から第七号まで、昭和四十六年度一般会計並びに大特別会計歳入歳出決算につきまして御審議をわづらわすわけでありますが、本決算につきましては、地方自治法二百三十三条三項の規定により監査委員の意見を付して議会の承認を得ようとするものであります。

顧みますと、昭和四十六年度は前年度の物価高騰及び道路、水道等の生活環境施設の整備をはじめ、時代の要請に即応した教育の充実、住民福祉の向上、交通安全対策の推進等、行政需要の多用化傾向の著しい中で、さらに苦しい財源事情に当面したわけでありますが、経費全般にわたる節減、合理化等を進めるとともに市税確保、地方債消化の円滑化等、歳入全般にわたって収入の確保をはかることにより、財源の重点的配分と経費の効率化にため、市財政の健全性を堅持しつつ住民負担の軽減と住民福祉の増進に最大の努力をいたしましたわけでありまして、年度当初施政方針に述べましたよう

りに、教育、産業、観光の三本の柱のもとに積極的に行政を推進したのであります。

教育面におきましては、PTA会費の全面撤廃等と学用品の無料交付を実施し、父兄負担の軽減に最大の努力をはかるとともに日本では初めての施設として、教育界から大きな期待がかけられております教育放送センターの完成をはじめとして、館山小防音校舎、房南中の体育館、一中用地買収、プール等の建設など教育施設の整備、充実につとめた次第であります。

教育の機会均等と低所得層の負担軽減のため幼稚園児に対する保育料の廃止と、館野、九重幼稚園の開設、さらには保育所に通う四、五歳児に対する教材費補助等、幼児教育の強化につとめたわけでありまして。

産業面におきましては酪農振興の一助といえさすべく豊房育成牧場の整備、農業部門においては生産調整と転作の推進、農業経営の合理化をはかるとともに、農道、用排水路の新設改良と農業生産の基盤の整備、開発、並びに農業の近代化のため施設の整備をはかっていたわけでありまして。

水産部門におきましては、漁港の整備を重点的に沿岸漁業振興のための築磯及びクルマエビ等の栽培事業の推進育成。

商工部門においては、商工会議所を通じて企業の振興助成につとめるなど、各産業部門において近代化をはかるようつとめたわけでございます。

観光面におきましては、観光館山のイメージアップをはかるためTV宣伝、キャラバン、フラワールイン沿線の花を植栽し、観光PRをはかり、観光客の誘致につとめたわけでありまして。

その他福祉面におきましては、四十六年度から重度心身障害者に対する医療費の給付制度を実施したわけで、交通遺児手当及び養老年金の対象者を拡大するなど、高齢者医療給付、生活保護など福祉行政の充実につとめてまいりました。

そのほか二年目を迎えた市道の全面舗装化、西部簡易水道の完成、中央公園の整備、住民の健康対策、消防施設の整備、広域行政の推進、ごみ収集区域を全市に広げ、手数料も無料とするなど豊かな文化、福祉の実現を目ざして努力してまいりました。

一方財政の健全な運営をはかるため財源の確保に最善の努力を傾注し、最小の経費で最大の効果をあげるよう努力につとめてまいりました。さいわいにも昭和四十六年度においては当初計画にしがって、おおむね予算どおり執行することができ、一般会計において歳入合計二十二億三千八百四十八万余円、歳出合計二十二億三千五百九十二万余円、実質二百五十五万余円を繰り越し、特別会計においても合計五百十万余円の繰り越しをし、決算をとげることができましたことは、ひとえに市議会各位の御協力によるものと感謝をいたしたいと存じます。

以上、概要につきまして簡単に申し上げますが、主要なことにつきましては各課長をして申し上げますので、よろしく御検討をお願い申し上げます。

○議長（吉田勇治郎君） 議案第五十五号非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めます。

議案第五十五号 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○社会教育課長（佐野哲男君） 議案第五十五号について御説明申し上げます。

これは非常勤の特別職に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

今回、国の社会教育振興施策の一つとして社会教育指導員制度が設けられました。市におきましても社会教育指導員を設置しようとするものであります。この指導員の報酬は月額三万六千円であり、そのうち三分の二は国、県から補助金が交付されます。勤務は非常勤でございますが、週三日以上となっております。

次に別表第二号表の改正につきましては、すでに各地区に設置している指導員の名称をここにございますように地区社会教育指導員と改めようとするものであります。

なお、十月一日から施行いたしたいと思います。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（吉田勇治郎君） 次議案第五十六号説明を求めます。

議案第五十六号 館山市消防賞じゅう金条例の一部を改正する条例の制定について

○交通課主幹（岩田 実君） 議案第五十六号について御説明申し上げます。

これは館山市消防賞じゅう金条例の一部を改正する条例でございます。先ほど市長の提案理由説明にもありましたが、消防団員が消防業務遂行中殉職され、あるいは不幸にも障害を受けて不具、廃疾となられた場合に授与されるものが賞じゅう金でございます。

いますが、これを現在の社会情勢、あるいは経済事情に合うように金額の上昇をお願いするものであります。

第三条におきまして、賞じゅう金の種類と金額を規定してございます。第一号は殉職者の賞じゅう金、第二号は障害者賞じゅう金でございます。それぞれ従来二百万であつたものを五百万円に改めていただこうとするものであります。

別表第一は殉職者賞じゅう金でございます。御覧のように功労の程度によって四つの段階に分かれております。それぞれ右のように従来のもより大体二・五倍から四倍の額に上昇をお願いするものであります。

なお、下欄にございますように授与する場合、扶養親族の状況によって増額されるわけでございますが、第一の扶養親族が二人以上あるとき一人を越える扶養親族五人まで一人につき従来は五万を加算しておつたわけでございますが、これを十二万五千円に増額をお願いするものでございます。

次の別表第二、障害者賞じゅう金でございますが、これは御覧のように功労の程度と障害の等級によってそれぞれ支給されるわけでございます。功労の程度はここにございますように三段階に分かれておりまして、障害の等級は八等級に分かれておるわけでございます。

なお、扶養親族の状況による増額でございますが、扶養親族が二人以上あるときは、一人を越える扶養親族五人まで一人につき(1)に該当するものについては従来のは四万円でございますがこれが十万円に、(2)に該当するものについては従来は三万でございますがこれを八万円に、(3)に該当するものについては従来

は二万でございましたがこれを六万円に、それぞれ改正をお願いいたしまして積算するようにしようとするものであります。

なお、備考については従来の特例と同様でございます。以上簡単でございますが、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長(吉田勇治郎君) 次、議案第五十七号説明を求めます。

議案第五十七号 館山市公害防止条例の制定について

○衛生課長補佐(佐山市太郎君) 議案第五十七号館山市公害防止条例について御説明申し上げます。

趣旨でございますが、公害につきましては国においては公害対策基本法を中心といたしまして、約二十からなる公害関係法をもつて規制され、環境庁の設置等公害関係の法体系が著しく充実されたわけでございます。

また県におきましても、千葉県公害防止条例によって規制が施されておるところでございますが尤も本年四月八日に千葉県公害防止条例が全部改正されました、その規制の中から騒音、振動、悪臭の三つが除外され、各市町村にゆだねられたわけでございます。

これは広域的な公害については、あくまでも県及び国において規制防止して、広域的に生活環境の保全をはかろうということ、騒音、振動、悪臭を中心とした局地的公害は市町村で施策を講ずることによって実効性のある公害行政の明確化をはかるものでありまして、館山市もこれらの基本線にのっとり騒音、振動、悪臭を中心とした局地的公害の防止につとめ市民の健康保護と生活環境の保全をはかろうとするものであります。

内容といたしましては、第一章の総則、第二章の公害防止に関する責務、第三章の公害防止に関する基本的施策、第四章のばい煙等の排出等の規制、第五章の雑則、第六章の罰則、の各条三十四条と附則からなっております。

第一章の総則は目的と定義を規定したものでありまして、第一条が公害の防止について必要な事項を定めることによつて、市民の健康を守るとともに快適な生活環境をつくり上げるといふことを目的として定められたものであります。

第二条は公害の定義といたしまして、事業活動、その他の活動によつて生ずる害、すなわち大気汚染、水質の汚濁、土塵の汚染、騒音、振動、悪臭、地下水の著しい低下、地盤沈下等によつて人の健康または生活環境に係る被害を生ずるといふことをいひ、大気汚染以下八種類を定義づけてあり、以下二号のばい煙から八号の規制基準まで定義をされているわけであります。

第二章の公害防止に関する責務は、公害はまず業者、公共団体である市、市民の三者が一体となつて防止する必要があるもので、これら三者の公害防止に対する基本的な姿勢を表わしたもので、それぞれ義務を基本的に規制したものでありまして、第三条が事業者の責務、第四条が市の責務、第五条が市民の責務となつております。

第三章が公害の防止に関する基本的施策であります。ここでは市長の公害行政に対する姿勢をあらわしたものであります。

第六条において基本的な都市づくりに対する公害防止の考慮をうたい、第七条第一項では公害が隣接市町村を含む範囲にわたる場合の協力的体制をうたつたものであります。第二項では公害が県

知事の権限に属するもの、あるいは技術的、財政的にも県の措置が必要としたときの要請をうたつたものであります。

第八条は公害に関する知識の普及、あるいは公害防止の思想を高めることをうたつたものであります。

第四章のばい煙等の排出等の規制であります。第一節は規制基準等についてうたつたものでありまして、第九条第一項は「市長は公害を防止するために必要な規制基準を定める。」ということでありまして。

第二項はこの規制基準を定めるときは館山市の公害対策審議会の意見を聞いて規則で定めるものであるとうたつたものであります。

第十条は特定施設、特定作業、または特定建設作業からばい煙等の騒音、振動、悪臭を発生し、及び排出し、または飛散させるものは規制基準を守らなければならないということをやつたものであります。

第十一条は第九条の規定による規制基準を定めてない公害についても必要な措置をとるよう勧告することができるようにしたものであります。

第二節は特定施設及び特定作業の規制をうたつたもので、第十二条の一項、二項において特定施設の届出を規定したものであります。

第十三条の一項、二項においては特定作業の実施の届出を規定したものであります。

第十四条の第一項、第二項においては経過措置をうたつたもので既設の施設または実施中の作業で特定施設、特定作業を行なつ

た場合は、その設置者は施行の日から三十日以内に届けなければならぬことを規定したものであります。

第十五条は構造等の変更等の届け出規定についてうたつたものであります。第一項は特定施設の届け出、または特定作業の届け出をした者、あるいは経過措置によって届け出したもので、その届け出に係る事項の中で十二条第一項の第三号から第七号まで、また第十三条の第一項の第三号から第五号まで掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならぬということを規定したわけであり、第二項では特定施設の届け出、または特定作業の届け出、あるいは経過措置によって届け出をしたもので、特定施設を行なうものが氏名及び住所、または特定施設の設置に係る工場等の名称及び所在地、あるいは特定作業を行なおうとする者の氏名及び住所、特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間に変更があつたとき、または特定施設、特定作業を廃止したときは、その日から三十日以内に市長に届けなければならぬ旨を規定したものであります。第三項では第一項の規定により届け出をした特定施設の変更については、特定施設の配置図とか、その他規則で定める書類及び図面を添付して、第一項の規定により特定作業の変更については、特定作業の場所付近の見取り図、その他規則で定める書類及び図面をつけなければならぬ旨を規定したものであります。

第十六条は計画変更の命令についてうたつたものであり、第一項では市長は特定施設、特定作業または構造変更等の届け出があつた場合に、特定施設が規制基準に適合しないと認めるとき、その届け出を受理した日から六十日以内に限り、届け出をした者に

対し計画変更の命令ができるということとなり、第二項では、市長は前項と同じ特定施設、特定作業の届け出があつた場合騒音について規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境がそこなわれると認めるときは、受理した日から三十日以内に限り計画変更等の勧告をすることができることを規定したものであります。第三項では前二項の規定により命令、勧告を受けた者は、その措置を講じたときはすみやかにその旨を市長に届け出なければならぬ旨を規定したものであります。

第十七条は実施の制限をうたつたもので、第一項では特定施設、特定作業等の設置届けをした者は騒音については三十日、その他については六十日を経過した後でなければ実施してはならない旨を規定したものであります。第二項では届け出の内容が相当であると認めるときは、その期間を短縮することができるという規定であります。

第十八条は承継をうたつたものであり、第一項では施設等の譲り受け、借り受けをした者は当該特定施設等届け出した者の地位を承継することをうたつたものであります。第二項では相続または合併によって当該特定施設等の届け出をした者は、その地位を承継するという規定であります。第三項では、これらの地位を承継した者は三十日以内にその旨を市長に届け出なければならぬ規定であります。

第十九条は改善命令等について唱つたものであります。第一項では、市長は特定施設が規制基準に適合しないと認めるときは、改善命令をする事ができる様に規定したものであります。第二項では改善命令を受けた者が、命令に従わないときは、審議会の意見を聞いて施設の使用等の一時停止命令をすることができる規定

であります。第三項では、市長は特定施設等に係る騒音が規制基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境がそこなわれると認めるときは、その者に対し改善変更等の勧告をすることができるといふ規定をしたものであります。第四項では、特定施設に係る騒音が規制基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境がそこなわれると認められた者に対し、計画の変更等の勧告、改善変更等の勧告をしたにもかかわらず、その勧告に従がわないうて行なっていた場合には、さらに騒音の防止方法の改善変更等の命令をすることができるといふ旨をうたったものであります。第五項では経過措置によって届け出た者の既設の特定施設等については、本条の第一項から第四項までの規定は六カ月間は適用しない。ただし、その者が構造変更等の届け出をした場合は受理した日から六十日間、騒音については三十日間を経過したときは変更改善の命令をすることができるといふ規定でございます。

第二十条は、変更改善命令を受ける者に対して弁明の機会を与えるというものであります。

第二十一条は変更改善の命令または勧告を受けたものが当該命令、勧告に従って措置を講じたときは、すみやかに市長に届け出て確認を得なければならないという規定であります。

第三節は特定建設作業の規制についてうたったものであります。第二十二條は特定建設作業の実施の届け出についての規定であつて第一項と二項において病院、学校の施設の周辺の区域、その他規則で定める区域内において、特定建設作業を行なう場合は、建設作業開始の七日前までに届け出て、書類を市長に届け出なければならぬという規定でございます。

第二十三條は改善勧告と改善命令についての規定でありまして第一項で特定建設作業に係る騒音が規制基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境が著しくそこなわれる場合において改善勧告をする規定でございます。第二項では勧告を受けたものが勧告に従わないうて特定建設作業を行なっているときは、市長は改善命令をすることができるといふ規定であります。

第四節は拡声機使用等の規制をうたったものであります。

第二十四條は第一項、第二項において拡声機の使用の制限をうたったものであります。

第二十五條は第一項、第二項において深夜騒音に係る営業時間の制限命令等の規制をしたものであります。

第二十六條は屋外において公害の発生し得るものの燃焼行為の禁止規定を設けたものであります。

第二十七條は拡声機の使用制限規定に違反して、拡声機が使用され、または屋外における燃焼行為の禁止規定に違反して、燃焼行為が行なわれたりして、その周辺の生活環境がそこなわれると認められたときは警告、命令を発することができるという規定でございます。

第五章は雑則であります。

第二十八條ではばい煙等を発生し、排出する者に対しては必要な事項の報告をさせることができる規定であります。

第二十九條の第一項、第二項では必要限度内の当該職員に立ち入り検査を与えるという規定でございます。

第三十條は規則への委任規定であります。

第六章は罰則規定で条例の実効性を担保する手段のもとで公書

防止を積極的に行う姿勢からきびしい規定となっておりまして、
国や他の地方公共団体との類似条例の罰則等の均衡を考慮したも
のであります。

第三十一条では、第十六条の第一項の規定の騒音を除く特定施
設、特定作業等の届け出時に、規制基準に適合しないと認めると
きの計画変更命令。第十九条第一項の通常の特定施設の使用の方
法の改善命令。第十九条第二項の特定施設の使用の一時停止命令。
第十九条第四項の騒音に係る勧告を受けたものが勧告に従がな
い場合の改善命令。以上の命令に違反したものに ついては一年以
下の懲役または十万円以下の罰金に処する という規定でございます。

第三十二条では、第十二条第一項の特定施設の設置届け。第十
三条第一項の特定作業の実施届け、第二十二條第一項の特定建設
作業の実施届けをせず、もしくは虚偽の届け出をした者。または
第二十三條第二項の特定建設作業で勧告に従わない者の改善命令
第二十五條第一項の深夜騒音に係る営業時間の制限命令、もしく
は第二十七條の拡声機の使用の制限、屋外燃焼行為の改善等の警
告命令等、以上の命令に違反した者は五万円以下の罰金に処する
という規定でございます。

第三十三条は、次の各号に該当する者は三万円以下の罰金に処
する という規定でございます。第一号は、第十四條第一項の経過
措置による既設届け出、第十五條第一項の構造等の変更届け出を
せず、虚偽の届け出をした者。第二号は第十七條第一項の特定施
設の設置届け、特定作業の実施届け、構造変更等の届け出をした
者が、それぞれの実施制限に違反したとき。第三号は第二十八條
の報告の徴収に報告をせず、または虚偽の届け出をした者、第四

号は第二十九条の立入り検査に検査を拒み、妨げ、又は忌避した者。

第三十四条は西罰規定で、その法人の代表者、代理人、従業者
が、その法人または人の業務に関し、第三十一条、第三十二条、
第三十三条の違反行為をした時は行為者を罰する他、その法人ま
たは人に対して各本条の罰金刑を科する という規定でございます。
附則では第一項において施行期日の規定をあらわし、第二項に
おいて旧千葉県公害防止条例の規定によってなされた届け出等は、
この条例の相当する規定でなされたものとみなす という規定でこ
ざします。

以上、説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。
議長（吉田勇治郎君） 次議案第五十八号説明を求めます。

議案第五十八号 館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の
制定について

衛生課長補佐（佐山市太郎君） 議案第五十八号館山市廃棄物の
処理及び清掃に関する条例の制定について説明いたします。

趣旨でございますが、これにつきましては昭和四十五年十二月
二十五日、法律第百三十七号による廃棄物の処理及び清掃に関す
る法律が、昭和四十六年九月二十四日より施行になつたわけでこ
ざいます。昭和二十九年四月二十二日法第七十二号による清掃
法が全部改正されたわけであります。

そこで従来の清掃法に基づく館山市清掃条例の全部を改正する
ものであります。法は改正されました。その精神と理念は依
然としてこれを継承するものであります。総体的には旧来の清
掃法によって行なってきたこととあまりかわらなことはござい
ません。ただいままで汚物といわれて処理されてきたごみ、し尿

等が今回の改正では廃棄物ということばにかわり、その廃棄物も一般廃棄物と産業廃棄物の二つに分けられ、一般廃棄物は市町村の責任において処理されなければならないということ、事業活動に伴って生ずる産業廃棄物は、事業者みずからの責任において適正に処理されなければならないという責務と、なお産業廃棄物については県知事の責任において処理計画を立てなければならぬということ、各責務の分野が明確化されたこととございます。

かわった点といたしましては、し尿浄化槽の清掃は旧来から市町村によって経常的に行なうことが困難なる業務として、旧清掃法においては汚物取り扱い業者のうち専門的知識、機能等を有する者に行なわせていたものでありますが、今回の法改正によりまして、し尿浄化槽の清掃業務を独立した業務の対象として分離し、業者の手による実施を立てまえとして、し尿浄化槽清掃業の許可を法的に明文化されたものであります。

したがって、直営でし尿浄化槽の清掃等を行なっていない市町村ではし尿浄化槽の清掃料金を制定することはできなくなりましたので、この条例から除外いたしました次第でございます。

第一条はこの条例制定の趣旨であります。昭和四十五年法律百三十七号による廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて館山市が一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関して必要な事項を定めるというところであります。

第二条は廃棄物の定義をうたったものでありまして、一般廃棄物、産業廃棄物と明確に定義づけられたわけでありまして。

第三条は法第六條第一項の規定により、市が行なう区域内における一般廃棄物の処理計画の告示をうたったものであります。

第四条は市民の協力義務をうたったもので、第一項では法第六條第一項に規定する区域内の土地、または建物の占有者等に対し、清潔の保持と一般廃棄物の自己処分の義務を負わせたものであります。第二項ではみずから処分するときの基準を規定したものであります。第三項ではみずから処分することの困難な一般廃棄物については市の定める計画に従って燃えるものと、燃えないものを区分して所定の場所に集めることを規定したものであります。

第五条は第一項、第二項で区域内において事業活動に伴って排出される多量の一般廃棄物について運搬すべき場所及び方法を指示し、または業者に処理を行なわせるために排出量を規定したものであります。

第六条は法第六條の第六項に市町村は当該市町村が行なう一般廃棄物について条例で定めるところにより手数料を徴収ということとありますが、これに基づいて別表の一を定めたものであります。

第七条第一項、第二項では法第十條の第二項に市町村は単独に、または共同して、一般廃棄物と合わせて処理できる産業廃棄物、その他市町村が処理することが必要と認められた産業廃棄物の処理の事務を行なうことができるとあり、この規定により処理する産業廃棄物の種類を、一、紙くず、二、木くずの二つを定め、それぞれ排出源を明確にし、事業主に搬出の義務を負わせたものであります。

第八条は産業廃棄物の処理費用を別表の第二によって規定したものであります。

第九条は第一項より第四項により一般廃棄物処理業並びにし尿浄化槽清掃業の許可証の交付、有効期間、再交付、手数料等につ

しての規定をしたものであります。

第十条は手数料及び費用の減免規定であつて、天災その他市長がやむを得ないと認める者に対して、第六条の一般廃棄物の手数料と第八条の産業廃棄物の処理費を減免することができるものとしてあります。

第十一条は委任規定で、条例で定めるもののほか、この条例の施行に關して必要な事項は規則で定めるといふものであります。

附則第一項では施行期日を示しております。第二項では経過措置の規定で、この条例の施行前の旧清掃条例の規定によつて行なつた処分とか手続きについては改正後の条例に相当するときは、改正後の条例によつてなされたとみなすという規定であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を願います。

○議長（吉田勇治郎君） 次議案第五十九号について説明を求めます。

議案第五十九号 館山市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○衛生課長補佐（佐山市太郎君） 議案第五十九号館山市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

館山市清掃条例の全部改正に伴い題名を館山市廃棄物の処理施設の設置及び管理に関する条例と改める次第であります。

第一条で従来の清掃法に基づいて清掃施設の設置がうたわれていますが、今回の改正によりまして廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づく廃棄物の処理施設の設置と改めた次第であります。

第二条で従来のし尿を処理する清掃施設とあるのを、し尿を処

理する施設に改めた次第であります。

第三条ではごみを処理する清掃施設とあるのを、廃棄物を処理する施設と改めた次第であります。

以上説明を終わります。よろしく御審議願います。

○議長（吉田勇治郎君） 次議案第六十号について説明を求めます。

議案第六十号 館山市豊房育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○農産課長（石井 謙君） 議案第六十号につきまして御説明を申し上げます。

館山市豊房育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例の一部改正につきましては育成牛の入牧時における許可条件の改正をお願いする次第でございます。

現行でまいりますと出生後満五カ月から八カ月までの牛を預託できることになってゐるわけですが、これを生後百八十日から二百七十日、つまり六カ月から九カ月の間の牛ということに改正をお願いしたいということでございます。

この理由といたしまして、いままで約二カ年間育成、管理をいたしてまいりました経験からまいりますと、生後五カ月ごろまでは粉乳によつて育成をしている畜主が非常に多いわけでございます。そこで牧場に入れますと急に粗飼料にかわりまして、胃腸障害を起こすという例がいますのであつたわけでございますので、入牧時を一カ月間延長願いたいというような条例の改正でございますのでよろしく御審議いたしたいと思います。

○議長（吉田勇治郎君） 次議案第六十一号説明を求めます。

議案第六十一号 館山市酪農振興事業資金利子補給条例の一部

を改正する条例の制定について

(四号)

○財政課長(長谷川広治君) 議案第六十二号について御説明を申し上げます。

○農産課長(石井 謙君) 議案第六十一号館山市酪農振興事業資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例の一部改正につきましては乳牛の多頭化を目的に、これらのための乳牛の購入資金とか、あるいは育成資金、施設の改善資金等を金融機関から借り受けの場合に、金融機関に対して貸し付け資金につき三年を限度として年5%の範囲内において利子補給を行なうことができるというようになっておられるわけでございますが、「この三年を限度として」を「五年」に改正お願い申し上げます。

この制度は四十四年度から実施して逐次多頭化をはかっておるわけでございますが、融資期間が三年でございますと、収入が定着しないままに返すというよりなことに相なるわけでございますので、利用者からの要望が強いので五年を限度として、改正方をお願いするわけでございます。

以上よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長(吉田勇治郎君) 午前の会議はこれにて休憩いたします。午後は一時再開いたします。

午前十一時五十分 休憩
午後 一時 二分 再開

○議長(吉田勇治郎君) 午後の出席議員数二十七名、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

午前に引き続き説明を求めます。議案第六十二号。

議案第六十二号 昭和四十七年度館山市一般会計補正予算(第

し上げます。

四十七年度の一般会計補正予算第四号でございますが、今回の四号補正におきまして補正いたします案件は、第一条の歳入歳出予算の関係、第二条で債務負担行為の補正、第三条で地方債の補正の三点を内容としております。

歳入歳出予算におきましては、第一条にお示めしをいたしましたとおり今回二千七百八十三万一千円を追加いたしました、歳入歳出をそれぞれ二十四億三千八百九十一万七千円といたしたいというものでございます。

内容は二ページから四ページまでの第一表歳入歳出の補正予算の内容のとおりでございますが、こまかく申し上げますと、歳入におきまして追加額が三千八十七万六千円、更正額が三百四万五千円でございます。

歳出におきまして、純追加額が三千四百六万九千円、更正額が六百二十三万八千円でございます。

財源別に見ますと、特定財源が三三%七、一般財源が六六%三という比率になっております。説明は九ページからの事項別明細書に、それぞれ引き続きまして主管課長から御説明申し上げる予定でございます。

第二条におきまして債務負担行為の補正でございます。五ページでございます。水道資源の調査委託料といたしまして、今回補正後の債務負担行為の限度額を二百十九万三千円にいたしたいというものでございます。これは当初千五百万の限度額を決定いた

いただきましたけれども、今回防衛庁の補助関係が確定いたしましたので、それに対応する額を歳入予算に繰り入れをいたしました。それ以外のものを債務負担行為で行ないたいという趣旨のものでございます。

第三条におきまして地方債の補正をいたしております。六ページでございます。地方債の補正につきましては、消防施設整備事業債として当初五百万予定をいたしました。折衝の結果七百万まで起債可能であるという数字が出ましたので、今回限度額を七百万に押えたいという補正でございます。ほかの条件につきましてはかわりございません。

それから第二中学校の火災復旧事業債として千四百四十万を予定いたしましたわけでございますが、事業費が減りました関係で千二百五十万ということに内定をいたしましたので、その減額補正をお願いいたします。

それから新たに草地開発事業関係として百三十万の限度額を設けまして、新たに再交渉を進めていきたい。これはのちほど御説明申し上げます。歳出の中に編成をされておりますが、それに対応する額として百三十万の起債可能だというようが出てまいりましたので、今回その三つを地方債補正を計上いたしてございませぬ。

引き続きまして一三ページの歳出から説明を申し上げます。歳出の二款の一項五目の財産管理費におきまして、一六節原材料費として百七十万円を減額補正をいたしております。これは当初予算の際に御説明申し上げましたが、助役公舎を新たに建築をいたしたい、建築は市の大工さんによって建築をしていくという

予定のもとに原材料費を計上いたしたわけでございますが、たまたま適当な建物を貸すという人があらわれまして、開照の状況からとりあえずその建物を借りて助役公舎として利用するということになりましたために、今回百七十万を補正をいたしたわけでございます。

○秘書課長（太田博雄君） 同様に一三ページをお願いいたします。総務費中一八節の備品購入費でございますが、説明欄に機械器具費自動車等購入費となっております二百二十五万でございますが、これは市長車の購入費として計上いたしたわけでございます。

現在使用しております市長車は四十三年に購入いたしましたので、現在まで四年を経過しておるわけでございます。ちょうどかえる時期ということになってまいりましたので、今回お願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○庶務課長（小倉澄男君） 引き続きまして御説明いたしたいと存じます。一三ページでございます。

一八節の備品購入の図書購入費百万でございますが、これは市長さんから特に市の職員の教養を向上させるといふ目的で、ひとつ図書室をつくれということと百万円の御寄付をいただきましたので、その趣旨に沿えるようを図書を購入して職員の自己研修の費用にしたいということで計上しているわけでございます。

それから七目の九節旅費でございますが、これは館山市公平委員会の委員長がこのたび千葉県公平委員会の連合会の委員長を兼ねますので、それに関連いたします費用弁償、普通旅費の必要と思われるものを二万四千円追加したわけでございます。

それから一五目の諸費八節報償費でございますが、これは過般

全員協議会でも報告いたしました温水ブールの事故死の事件につきまして訴訟と相なりましたので、これに市側の訴訟代理人といまして弁護士協会の顧問弁護士堀家嘉郎氏をお願いいたしましたので、その費用といたしまして、報償金といたしまして月額二万円をもちまして、七月から今年度中の分を追加いたしましたわけでございます。

それから五項の統計調査費でございますが、これは三目、四目七目、それぞれ指定統計の国、県の補助額が決定いたしましたために、それぞれその差額を補正した次第でございます。それに、それぞれに適用した支出をいたしたわけでございます。内容は説明欄によりまして御了承願いたいと思っております。

以上です。

○ 税務課長（越路良夫君） 一三ページの二項徴税費一目税務総務費の補正について申し上げます。

七節の賃金に百九万七千円を追加補正しようとするものでございます。固定資産税の課税に際しましては、これは基準年度を設けまして、土地、家屋の評価がえを行ない、価格を改正するわけでございますが、それが来年の一月一日の基準となる日にあたるわけでございます。

そこで、これらの評価がえ事務を進めるために、その体制をとっておるのでございますが、なお一定期間増員する必要も生じますので、臨時職員を採用しましてこれにあてることを計画しておるわけでございます。事務の配分、仕事の均衡、あるいは予想される今後の法律改正等、その時期等を見まして、九月から三人を採用し、十二月からなお四人増員しまして、その体制で翌年の三

月までの期間ということとそれぞれの相当額を基準として計上したわけでございます。

以上でございます。

○ 収納課長（横溝 功君） 同じく一三ページ二目賦課徴収費八節報償費九十四万三千円について御説明申し上げます。

これは固定資産税、都市計画税、県、市民税にかかわる納期内納付報償金でございます。

当初予算におきまして四十六年度の実績を勘案しまして二百七十万円お願いたしましたわけでございますけれども、この制度の利用者が非常に多く、すでに納付済み額が二百二十七万七千円となっております。現在予算残として二万三千円になっておるわけでございます。

なお現在報償金にかかわる振りかえ払いの未済額がなお九十一万六千円ありますし、今後まだ若干交付が見込まれますので、今回それを確保いたしましたして、九十四万三千円を計上お願いいたします。

○ 市民課長（佐野甲子郎君） 一四ページの上欄の一目戸籍住民基本台帳費の八節備品購入費の補正につきまして御説明申し上げます。

今回十一万五千円補正しようとするものでありますが、これは戸籍の謄、抄本や住民票、印鑑証明、その他の証明書等を作成する複写機を購入しようとするものでございます。

現在市民課では二台使用しておりますが、そのうちの一台が故障が多くなりまして、能率が低下してまいりましたので、入れかえのために購入しようとするものであります。

次に一五ページの民生費一項三目の国民年金事務費の補正につきまして御説明申し上げます。

このたび国民年金事務の一部を電算機に委託することになりまして、実施目標を昭和四十八年四月と定めまして、県下の全市町村が統一して大型の電算機によりまして処理を行なおうとするものであります。

今年度は電算委託の準備と切りかえ作業を行なうはこびととなりましたので七節の賃金から一六ページの一八節備品購入費まで合計七十六万一千円計上いたしましたのでございます。

七節の賃金につきましては雇い上げの期間を三十六日間といたしまして臨時二名分の賃金でございます。

その他経費の主なものは一三節の委託料五十三万四千円でございますが、これは被保険者一人当たり三十円で計上してございます。

なお、本年度の切りかえ経費は全額特別交付金として交付されることになりまして歳入に計上してございます。

終わります。

○福祉事務所長（斉藤武男君） 一四ページの三款民生費につきまして御説明申し上げます。

今回三百二十七万二千円の補正をお願いするわけでございますが、まず一三節の民生委員委託料でございます。これにつきましては民生委員の定数というものが国できめられておりまして、十二万五千というものが全国に配置されておるわけでございますが、時代に対応いたしまして、今回十六万に増員されたわけでございます。

館山市の場合は六十名であったわけですが、二十六名計八十六名となりまして、二十六名分の活動費の委託をお願いするものでございます。

次の一六節のベル設置原材料費十万円でございますが、当初予算の中で十七ケースお願いたしましたわけですが、その後非常に希望がふえまして、いろいろ実態調査しましたところ、さらに二十ケースばかり追加お願したいということでございます。一件原材料費としまして五千元でございます。

次の一九節の負担金補助及び交付金の関係でございますが、老人クラブ補助金でございます。一単位が一万八千円であったわけでございますが、二万五千二百円ということで増額になりましたので、この増額をお願いするわけでございます。現在九十六クラブの五千四百七十名ばかりの会員さんがあるわけでございます。

次の介護人手当の八十四万でございますが、在宅の寝たきり老人に対しまして、県の事業で今年新しく実施されたわけでございますが、家族の労をねぎらいたいということでございます。申請によるものでございますが、一人一カ月千円ということでございます。この二分の一県負担ということでございますが、対象者寝たきり老人が百二十七名、身障者が十三名でございますが、十月から六カ月分ものを計上したわけでございます。

次の介護人派遣手当の七万五千円でございますが、これは国の事業として今年新しく、やはり実施されたわけでございますが、独居の寝たきり老人を対象にいたしております。介護人の登録をしていただいて実施されるわけでございますが、このほうは一日千二百五十円の三分の二の補助と相なっておりますわけでございます。

す。

次の老人社会奉仕団の補助金十万円でございますが、現在八十五クラブばかり結成されておりまして、訪問でありますとか勤勞奉仕でありますとか、そういうものやっていたらいたておるわけでございますが、これも国の補助の対象となりますので、今回計上させていただきます。

次の二〇節の身障者の補装具交付扶助費の三十万一千三百六十五円でございますが、身体障害者福祉法にかかるとのことでございます。当初十七件の補装具を見込んでお願いしたわけでございますが、その後十四件ばかりふえましたので、今回追加をお願いするものでございます。

次の寝たきり老人の日常用具の交付でございますが十三万二千円でございます。これは在宅の寝たきり老人の対策といたしまして実施されておるわけでございますが、マットレスでありますとか、浴槽、湯わかし器というようのものでございまして、今回これをお願いしたわけでございます。

次の身障者の更正訓練扶助費の三千円でございますが、長生郡のベネスタホームに収容しております者の一名分でございます。訓練費の措置基準が改正になりましたのでお願いするものでございます。

次の身障者の更正医療扶助の関係でございますが、これも身障法によりまして更正医療でございますが、今回一名該当いたしましたので、ここに計上したわけでございます。

次の身障者の施設収容保護費の関係でございますが、一万一千九百十六円でございます。これも先ほど申し上げましたベネスタ

ホームに収容しております措置基準が改正になりましたのでお願いするものでございます。

身障者の日常生活用具の取り付けでございますが、五万でございますけれども、これは重度の身体障害者に対して実施され、今年から県の全額補助で実施されるもので、一応対象は浴槽の取り付けを予定しておるわけでございます。

次の一六ページ一九節の負担金補助及び交付金の関係でございます。先般新設されました房南保育園の有線電話の架設でございます。現在電話の架設をいたしておるわけでございますが、さらに有線電話の架設をお願い申し上げたいということで計上させていただきます。

水道課長（大嶋重義君）引き続きまして一六ページでございますが、四款衛生費三項水道費について御説明申し上げます。

今回千二百八十九万九千円の追加でございますが、そのうち九節の旅費九万二千円は当初水源調査関係旅費といたしまして七万円を計上いたしたわけでございますが、今般防衛庁から宮城簡易水道拡張計画のための水源調査費補助が決定いたしてまいりました。これに伴いまして、今後相当回数防衛庁を中心に県庁等への出張が予定されますので、その不足金額をお願いするものでございます。

次に一三節の委託料千二百八十七万七千円を新たに計上いたしました。これは先ほど財政課長のほうから説明のあったとおり、当初予算におきまして債務負担行為で水道水源の調査のための委託料を限度額千五百万円の議決をいただいていたものでございますが、この水源調査費につきましては、今般防衛庁から正式に補助

金の決定通知を受けましたので、この補助対象事業費分千二百八
十万七千円を債務負担行為から組みかえまして、本年度予算に追
加計上した次第でございます。

なお、この調査費に対します防衛庁の補助率でございますが、
これは十分の六でございますので、補助金は七百六十八万四千円
になります。

以上で説明を終わります。

○農業委員会事務局長（岩崎一郎君） 引き続き一六ページを御覧
願います。

第六款第一項第一目農業委員会費の補正について御説明申し上
げます。今回の補正額は十九万円でございます。今回お願いいた
しますものは二点ほどございます。

一つは国有未墾地の館山市への譲与に伴います登記事務の委託
事業の経費でございます。もう一つは新しい事業で構造政策推進
事業の実施に関するものでございます。この二つの事業関係費に
ついてお願いいたしましたわけでございます。

まず第一点の未墾地の登記委託事業でございますが、これは御
承知のように大賀、笠名、宮城地区に、かつて軍用地でありまし
た旧洲の空あと、これらが未墾地として農地改革に伴います払い
下げが完了しております。ただここに残っておりますものが農林
省所管として道路、水路、ため池、大体六万七千平方メートルに
及びます。約一町七反でございます。

これら全部を農地法七十四条の二により、国から市へ無償譲与
ということになります。この事務手続き一切を県がやるはずでござ
いますけれども、県の要請によりまして市が肩がわりして、委

託事業として登記まで一切を、事業を行なり、こういうことでござ
います。

実施いたします関係費目いたしましたしましては、第一一節需用費八
万五千円のうち五万円を予定してございます。登記に用います公
図用のマイラー、フィルムのようなものでございますけれども、
制度が改正になりました、こういうものが要求されるわけでござ
いまして、この費用にあてるものでございます。

なお、この事業委託費といたしまして、県から十二万円を示ゆ
されております。それで別途歳入補正でお願いしてございます。

第二点目の構造政策推進事業に關しましては、国の農業委員会
補助事業実施要領、こういうものが一部改正になりました、本年
から新たに構造政策推進農家対策事業、こういうものが加えられ
たわけでございます。

本市は去る八月に県から事業の実施の指令を受けております。
実施の内容といたしましては、地域農業の振興をはかるために農
業委員会を中心となりまして、個別農家の営農、あるいは生活設
計というものを助長推進して、近代化をはかっていくんだという
目的のために、そのための資料の整備、部落集会、あるいは地区
の検討会、こういったものを開催いたしました、これらの結果の
動向によりまして部門別の研修会を実施して効果をあげていく
だと、こういった側面的な、協力体制的な事業でございます。こ
の総事業費が十四万円でございます。これを以下各節に計上して
お願いいたしましたわけでございます。

まず第八節の報償費、そのうちの構造政策推進員報償金三万円
でございますが、この事業の実施にあたりましては、構造政策実

施要項というよりな、こういったものを定めまして、農業委員を中核として構造政策推進員を設置いたしました。部落の集會、あるいは地区の検討會、こういったものについて指導していただく。これは延べ二十名に対する報償金、こういったことをお願いいたしました。

次の講師謝礼金一万五千円でございますが、以上の検討會や集會等におきます意向、こういったものの結果を分析、あるいは集積いたしまして、これらの部門別の研修會を大体五回ぐらい実施していきたい。これに対する講師の謝礼金として一万五千円お願いいたしましたわけでございます。

次の第九節の旅費でございますが、このうちの費用弁償二万円でございます。これは講師を派遣、呼びます場合に、県内、あるいは県外等からの場合もありますので、その場合の費用弁償に充当してまいりたい。

ついで普通旅費三万円でございますが、これは先ほどお話し申し上げました登記事務も入りませうけれども、その事業の実施に際しますいろいろな職員の出張旅費、こういったものが当然出てまいりますので、三万円をお願いいたしましたわけでございます。

次に一節の需用費、先ほど五万円申し上げましたが、このうち三万五千円は農家台帳整備、いろいろなもの集計、統計、それから集會、あるいは検討會、研修會、こういった開催のための資料、パンフレット、こういったものの作成の費用に三万五千円を充当してまいりたい。

次に第一四節の使用料及び賃借料でございますが、会場借上料といたしまして一万円お願いいたしましたわけでございます。

これは部落集會等のいろんな会場や、こういった公的機関でない場所をお借りするような場合に、費用に充当してまいりたいというように予定してございます。

以上御説明申し上げた次第でございますので、よろしく御審議いただきたいと思います。

○農産課長(石井 謀君) 同しく一七ページの農業振興費につきまして御説明申し上げます。

一九節の負担金補助及び交付金のうちウリ栽培奨励事業補助金十萬五千円でございますが、ウリは昔から栽培しておるわけでございますが、キュウリ等の計画栽培によりまして、現在非常に減っておるわけでございます。そこで現在においては自家消費程度しかつくておらないということで、観光農業を結びつけたものを実施したいということで、ウリ栽培を奨励いたしまして、加工品に向けまして農家の収入をあげていきたいということで、館野地区に一ヘクタール二十名の栽培者で試作してみたいわけでございますが、そういうような意味合いからして奨励金として十萬二千円、これは資材費が三十四萬程度しかかかっておりませんので、三〇%補助したいということでございます。

次にショウガ栽培事業補助金の十萬二千円の減でございます。ショウガの栽培を奨励しているわけでございますが、これは特に九州のオオミショウガをショウガ組合に導入いたしました奨励しておったわけでございますが、おととしから実施しておりますが、ちょうど種ショウガが昨年保管がよくて、種ショウガを購入しなくてもよろしいというように見通しがつきましたので、それともう一つはショウガの洗浄機を購入する予定が、若干洗浄機の値引

きがあったために十萬二千円を減額いたしたいということでございます。

次に四目の畜産業費の三百七十一萬の追加をお願いするわけでございますが、市が豊房地区四部落共有地を育成牧場として借り受けておるわけでございますが、その一面約六十三ヘクタール、現在採草地として造成してある場所でございます。東京航空局によって無線の標識場の新設が進められておるわけでございます。その代替地の造成費としてこの予算を追加お願いしたいわけでございます。

なお、そのほか畜舎の整備のための負担事業として今回国から補助対象として認められた事業の内容があるわけでございますので、その節によって御説明申し上げたいと思ひます。

七節の賃金、それから八節の報償費、一三節の委託料、一六節の原材料費、おのこのこれは代替地造成に關する費用でございますので、内容につきましては説明欄で御了承いたしたいと思ひます。

次に工事請負費の家畜保護舎新築工事請負費並びに一八節の備品購入費の四萬八千円、機械器具費機械等購入費でございますが、これは今回農林省から追加補助対象として認められましたものでございますので、説明欄で御了承いたしたいと思ひます。

以上でございます。

○土木課長（飯田治男君） 続きまして八款の土木費につきまして御説明申し上げます。

二項三目の道路新設改良費の五百八十二萬三千円の追加補正でございますが、これは昭和四十五年度に債務負担行為いたしました

して道路用地を購入したものを、四十六年度におきまして土地開発基金のほうで処理いたしましたので、今回追加補正をいたしまして開発基金のほうに返済しようとするものでございます。

次に一八ページの都市計画費についてでございますが、一目都市計画総務費三十八萬三千円の追加補正でございます。これは都市計画法によりますと、県が關係市町村と共同いたしました、おむね五カ年ごとに建設省令で定められております。都市計画の基礎調査を行なわなければならぬということになっております。この調査に必要な経費を今回追加補正をお願いするものでございまして、各節にそれぞれ計上いたしてございますので、内容は説明欄によりまして御了承賜りたいと存じます。

なお、今回補正いたします三十八萬三千円につきましては、同額歳入面でも都市計画基礎調査委託金として追加補正をお願いしてございます。

以上でございます。

○交通課主幹（岩田実君） 引き続きまして一八ページ第九款消防費について御説明申し上げます。

今回七十六萬八千円の補正をお願いする次第でございます。一目の非常備消防費でございますが、一一節の需用費中光熱水費として一萬円の計上でございますが、御承知のように本年の四月まで館山消防署の館山分遣所が設置されておりまして、これが四月に西岬に移転したわけでございますが、館山分遣所当時消防団の五分団十二部、これは柏崎の消防でございますが、この詰所をお借りしておったわけでございまして、水道も共用してございましたが西岬移転に伴いまして十二部の水道料金一萬円をお願いする次

第でございます。

一九節の負担金補助及び交付金七十五万八千円でございますが、今回政令の改正によりまして、基金に対する掛け金が消防団員一名につきまして二百四十四円増額に相なったわけであります、それに伴いまして十萬七千三百六十円の増額をここに計上させていただきますました次第でございます。

それから今回三芳水道が、従来水道の施設のなかつた市内の湊八幡地区に三芳水道が敷設されたわけでございますが、それに十三カ所の水道消火栓を設置する様に相なりまして、この負担金六十五万円を計上した次第でございます。

二目の消防施設費につきましては、これは財源補正でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○教育委員会庶務課長（汐崎政光君） 一八ページの一〇款教育費について御説明申し上げます。

二項の小学校費一目学校管理費の賃金におきまして十七万四千円の追加計上をお願いいたしました、これは北条小学校の事務職員が八月の末に至りまして急に退職いたしましたので、暫定的にその補いいたしましたして臨時職員を採用いたしたく、そのための賃金でございます。

次に四項の幼稚園費七節賃金におきまして十七万四千円の減額補正をお願いしておりますが、これは当初予算で、主としてお産で休みました職員がおります場合、その補いいたしましたして臨時に採用します職員の賃金として、お産で休みます人三名分に相当するものを予算計上しておいた訳でございますが、今年度

産休職員がいままで一名、年度末に一名が予想されますようでございますので、総額三十一万四千円のうち十七万四千円だけ減額補正させていただきますして小学校賃金の補正財源とさせていただきますものでございます。

続きまして一一款の災害復旧費について御説明申し上げます。一五節の工事請負費で四百三十万円の減額補正をいたしました。

これは去る五月二中の火災に伴いまして、この復旧のための工事費として千七百四十七万円の追加補正をお認めいただいたわけでございますが、諸工事を終えまして、現段階でこれだけの残金が生じますことが明らかになりましたので、これを補正しようとするものでございますが、内容といたしましてはプレハブ校舎の建築費が当初予想されましたよりも安く落札した。こういったことでございます。

○社会教育課長（佐野哲男君） 続きまして五項社会教育費について御説明申し上げます。

一目社会教育総務費一節の報酬でございますが、社会教育指導員二名分、十月一日から六カ月分といたしまして四十万二千円の追加補正をお願いいたします。このうち二十八万八千円は国、県の補助金がつくことになっております。

なお、従来置かれておりました指導員の報酬のうち三万円を減額補正お願いいたします。

八節の報償費三万円の減でございますが、これは婦人学級講座等の講師の報償費でございますが、社会教育指導員の設置によりまして、そういった人による実地指導が行なわれることになりまして、それを考えまして減額をお願いいたします次第でございます。

ます。

一五節の工事請負費でございますが、これは沼サング礁の環境整備事業の経費でございます。県から三十万の補助金が見つからないということになりましたので減額をお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願いいたします。

〇 体育課長（川上賢爾君）

引き続きまして保健体育費について御説明申し上げます。

補正をお願いする額は七万円でございますが、スポーツ振興費十万円をいただきまして、当初お認めいただきましたバレーボールコース、弓道コース、ヨットコース、この三コースに剣道、水泳の二コースを追加いたしました七万円の補正をお願いして行なおうとするものでございます。

報償費四万八千円は、この二コース分の講師の謝礼でございます。す。

一節中需用費の二万一千円は水泳のビーチボール、その他の消耗品費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇 財政課長（長谷川広治君） 以上で歳出の説明を終わります。歳出合計二千七百八十三万一千円ということになります。

九ページの歳入を御説明申し上げます。今回歳入関係で三款の娯楽施設利用税交付金として五百六十二万八千円を追加いたしました。ゴルフ場の入場税還元でございますが、四十六年度の交付実績から考えて、また伸長率から考えまして年間千九百十二万八千円程度の収入というふうに予定をいたしまして、今回当初予算との差額五百六十二万八千円を追加いたしました。

七款の交通安全対策特別交付金として三百五十一万五千円を追加いたしました。今回交付金の決定がございまして、総額六百二十一万五千円ということになりましたので、当初予算との差額を計上いたしました。

一〇款の国庫支出金として総額千四十六万五千円を追加いたしました。これは歳出におきまして御説明を申し上げます。九数字に対応いたします数字でございます。

大きなものとして、消防費国庫補助として、防衛関係の周辺施設の補助金関係で二百万、それから一〇ページの同じく水道施設の助成関係で七百六十八万四千円というものが大きなものでございます。

一一款の県支出金におきまして総額二百七十二万三千円の追加でございますが、これも国庫補助金同様歳出に対応いたします数字でございます。

大きなものとして、これは社会福祉費負担金として老人クラブ等の補助金等以下百十一万三千円等が大きなものでございますので両款ともあと説明欄により御了承を賜りたいと存じます。

一二ページの寄付金でございますが、今回百万円を計上いたしております。市長より個人的に百万円の寄付がございまして、職員用の図書を購入して、ひとつやってみてくれということでございますので、今回ありがたくお受けするということで百万円の追加をいたしております。

それから諸収入といたしまして三百十万円を計上いたしております。これは先ほど申し上げました豊房育成牧場の関係の関連収入でございます。

それから市債におきまして百四十万の追加補正でございます。市債の補正のときに申し上げましたが、それぞれ消防債、二中の災害復旧債、農林水産業債におきまして、それぞれの関連する最終数字をもちまして、差額百四十万円を今回市債として追加をいたしてございます。

以上で簡単でございますが歳入の説明を終わらしていただきませう。歳入合計二千七百八十三万一千円ということに相なりまして、歳入歳出差し引き残金なしということでございます。

○議長（吉田勇治郎君） 暫時休憩いたします。

午後一時五十二分 休 憩

午後二時 三分 再 開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。次、議案第六十三号説明を求めます。

議案第六十三号 昭和四十七年度館山市と畜場特別会計補正予算（第一号）

○衛生課長補佐（佐山市太郎君） 議案第六十三号、昭和四十七年度館山市と畜場特別会計補正第一号について御説明いたします。

今回歳入歳出予算に総額一万八千円を追加し、歳入、歳出それぞれ七百三十八万六千円としようとすることでございます。この内容につきましては、二六ページをお開き願ひまして、歳出から御説明申し上げます。

一款の事業費十九万五千円の減額補正でございます。その内容は七節の貸金二十一万四千円の減額でございますが、これは当初予算にと夫貸金の七分分を二百六十二万四千円を計上いたしました。が、本年度に入ってからの実績では家畜の頭数が減少の傾向にあ

りまして、今後年度末までになお減少の見込みでございますのでこれに伴ひまして、貸金の二十一万四千円程度余の見込みでございますので、その分を減額しようとするものでございます。

一二節の役務費の一萬九千円でございますが、いまままで電話料は公用のみ予算計上してきたわけでございますが、本年度から私用の電話料取り扱いが受け入れて支払うというふうにかわつたため八月から三月までの分を一萬九千円お願ひしたわけでございます。

第二款の公債費であります。一目二三節におきまして地方債元金償還金二十五万五千円の補正でございますが、と畜場の浄化槽建設資金として四十六年度に一千万円を借入したわけでございます。この元金の償還については当初一年先置きといたしてございまして、当初予算には計上しなかつたわけでございませう。本年の三月に借入金決定の際、当該年度中に完了したものに ついては先置き期間がなくなりまして、四十七年度より元金の償還をすることになったために、今回元金償還金として二十五万五千円をお願いするものでございます。

なお、二十五万の財源は先ほど説明いたしました七節の貸金を次に説明いたします二三節の地方債利子を更正財源として減額するものでございます。

二目の二三節におきまして地方債利子の四万二千円の減額でございますが、これは先に説明いたしました元金、借入金今年三月当初に借入されましたので、これによって利子を一応計上いたしました。が、実際は借入が遅れて三月末近くになりましたので、この間の利子が余りましたので四万二千円減額をしたものでございます。

上段の歳入についてでございますが、雑入として一万八千円追加いたしました。これは先ほど歳出の電話料で説明いたしました私用の電話料の受け入れのための一万八千円でございます。

なお、下欄にと畜場の地方債についての調査を掲示しておきましたが、地方債につきましては補正によりこの欄にかかげた数字のとおりでございますので御了承いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議願います。

○議長（吉田勇治郎君） 次、議案第六十四号説明を求めます。

議案第六十四号 昭和四十七年度館山市休養施設特別会計補正予算（第一号）

○商工観光課長（鈴木 力君） 議案第六十四号の休養施設特別会計補正予算第一号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ六十万円を追加いたしました。歳入歳出それぞれ四千二百四十万円としようとするものでございます。

その内容につきまして歳出から御説明申し上げます。三二ページでございますが、

一款の経営費一項二目の経営費でございますが、四十九万円を新たに追加補正いたすわけでございますが、その内容でございますけれども、一節需用費といたしまして三十四万円でございます。これにつきましては建物等修繕料として二十二万円。これは建具、主にふすまの張りかえとか、あるいは食堂の屋根のトタンの塗装の費用ということで二十二万円をお願いするものでございます。そのほか備品等修繕料につきましては十二万円を新たにお願いするわけでございますけれども、これにつきましては応接用

のソファアとか、あるいは客室用の照明器具等の修繕料でございます。

次の一八節の備品購入費については十五万円の追加でございますが、業務用器具費といたしまして、厨房のなべ、あるいは釜等の、そういう備品、什器の購入代でございます。五万円をお願いいたしましたと思えます。

それから被服購入費につきましては十万円でございますけれども、職員の貸与規則によりまして応接員七名、それから調理師三名、そのほか用務員二名に対する冬服の上下の購入代、あるいは白衣とか、前かけ、そういうものの購入代でございます。

次に三款の予備費につきましては今回十一万円を計上いたしました。

以上で六十万円を計上いたしております。

次に歳入でございますけれども、前年度繰り越し金六十万円ここに計上いたしましたわけでございます。

以上でございます。

○議長（吉田勇治郎君） 次、議案第六十五号説明を求めます。

議案第六十五号 昭和四十七年度館山市ユースホステル特別会計補正予算（第一号）

○商工観光課長（鈴木 力君） 引き続き議案第六十五号、昭和四十七年度館山市ユースホステル特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回歳入歳出それぞれ三十九万四千円を追加いたしました。歳入歳出とも七百九十八万六千円を予定したものでございます。各内容でございますけれども、最後の三六ページの歳出から御説明

申し上げます。

経営費二目の営業費でございますが、まず一四節の使用料及び賃借料といたしまして一万四千元、これは土地借上料でございますけれども、先般七月に県のほうから貸付算定基準の改定の通知がございました、当初予算に計上いたしました額を上回るということで、今回一万四千元の追加をお願いしたわけでございます。

次に一五節の工事請負費につきましては、いままで暖房設備につきまして順次行なってきたわけでございますが、残りの五部屋がまだ暖房設備がございませんので、今回配管工事を行ないまして、暖房設備を設けたいということで二十六万円をここに計上いたしました。

それから一六節の原材料費につきましては、道路補修材料費でございますけれども、ユースホステルの入口の道路の補装が破損いたしました、その補修のための原材料費といたしまして十二万円を計上するわけでございます。全長四十四メートル、幅員三メートルにつきまして、コンクリートによって工事を実施したいということで、この材料費を計上いたしましたわけでございます。次に歳入でございますけれども、前年度繰り越し金三十九万五千円を計上いたしましたわけでございます。

延

会 午後二時十五分延会

○議長（吉田勇治郎君）

以上で各議案の説明は終わりました。

おはかりいたします。議案調査のため九月八日、九日、十日の三日間を休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。――御異議なしと認めます。よって九月八日、九日、十日の三日間

は休会することに決しました。

本日の会議はこれにて延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。――御異議なしと認めます。よって本日だけにて延会することに決しました。

次会は九月十一日午前十時開会いたします。その議事は通告による行政一般質問といたします。

○本日の会議に付した事件

一、会議録署名議員の指名

一、会期の決定

一、認定第一号乃至認定第七号、議案第五十五号乃至議案第六十五

号

